

さいたま市告示第1680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年11月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字南部領辻字前山3115番1、3115番3、3115番4、3115番5、
3115番6、3115番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市三俣一丁目32番地9

株式会社東武ニューハウス 代表取締役 関根 勇

3 許可番号

令和7年7月10日

第 開 - S 2 0 2 5 0 1 9 号

4 検査済証番号

令和7年10月31日

第 完 - S 2 0 2 5 0 1 9 号